

# 1 王滝村自立計画基本方針

## § 1 村民と行政による協働のむらづくり

これまでの行政主導型の村づくりから脱却し、村民と行政がお互いの立場を尊重し、対話を通じて対等な責任を負いながら住民自治に立脚したむらづくりを進めます。

### 住民協働によるむらづくりの推進

今後は厳しい財政状況が続く、行政需要が多様化する中で、村民の自主的な行動のもとで村民と行政が連携していくことが重要です。むらづくりを行政任せにしておいては、村や地域が自立していくことは不可能です。

これからは情報の共有化を図り、住民参加を主体とした「協働のむらづくり」を進める必要があります、そのための体制づくりを速やかに行います。

### 住民協働によるむらづくりへの取組み

村民の政策形成への参加を図り、村民と行政の信頼関係をもとに連携・協働によるむらづくりを効率的に推進する必要があります。そのために、村政の情報を積極的に提供し、住民ニーズが行政に反映できるよう努めながら、行政区、観光総合事務所や多様な自主活動グループ等、村内に存在する社会的・人的資源の組織化を図り、これらの有効活用を促進します。

### 住民参加型による事務事業への転換（行政サービスの限界）

多様化・増大する行政需要の全てに役場が対応することは困難であるため、住民活力の導入や行政経費に対する応分な住民負担について検討します。自分たちでできることは自分たちで、地域でできることは地域で、どうしてもできないことは行政で行うといった役割分担を明確にします。

### 行政区

村民に最も身近な「地域社会」の単位である行政区は、今後の「住民協働」によるむらづくりに必要不可欠なものです。行政区が十分機能するよう行政区の区割り、経費、集会施設や防犯灯、消火栓等の管理を含め総合的に見直しを行います。

## § 2 事務事業の再構築

### 各種事務事業の見直し

各種事務事業については、住民生活に与える影響など個々の状況を十分に把握・分析し、更なる効率化と効果的な事業運営に努めます。

### 交通手段の確保

公共交通手段については、運送事業者との調整を図りながら、より効果的、効率的な「住民の足」の確保に努めます。具体的には、基幹路線定期バス（王滝 福島間）は現状の運行形態を維持し、村内の交通機関は費用面、利便性を最優先とした交通手段の確保に努め

ます。

#### 子育て支援

乳幼児医療費給付事業、母子医療費給付事業は今までと同様に継続します。保育園運営は継続しますが、保育料を改定（値上げ）します。乳幼児健診、すくすく学級等については、対象者数、参加者を考慮し実施内容の見直しを行います。

#### 高齢者福祉

これまでの必要以上に手厚い高齢者福祉施策は全面的に見直しをします。シビルミニマム（＝生活の最低基準）確保の面から、介護保険利用者給付金、生活援護年金については、これまでどおり制度を存続します。敬老会については、実施方法を含めて検討します。

#### 障がい者福祉

村単独の障がい者医療給付金は制度を廃止します。保護措置事業については従来どおり継続します。

#### 公民館事業

成人式については実施内容を見直して開催します。他の公民館事業については村民運動会を含めて「ゼロ予算ベース」で検討します。

#### 業務管理の見直し

業務管理においては、組織の再編と併せて適正な職員配置による効率的・効果的な管理体系へと見直しをします。（「王滝村再生計画」参照）

#### 投票所の削減

2箇所（保健センター）に集約します。（平成17年度から）

#### 公用車の適正管理

公用車の使用効率を高めるため、車輛の集中管理を検討します。

#### 事務費の削減

用紙類、コピー用紙等消耗品に係る経費の徹底的な削減

光熱水費の徹底した削減

緊急度・重要性を考慮したOA機器（コンピュータ等）の保守管理

#### 適正な事業運営

各種特別会計の運営については受益者負担の原則に基づき、これまで以上に適正な運営に努めます。

#### 国民健康保険事業

超高齢化社会を迎え、予防医療を重点施策とします。国保税率については、医療費の状況により改正を検討します。

国保直営診療施設（診療所）

内科部門については維持しますが、歯科部門については財政状況が好転するまでの間、休止します。

水道事業及び下水道事業

独立採算制を事業会計の基本とします。大規模な施設改修費を除いては、原則使用料収入で事業費を賄います。高原水道と村営水道の料金負担公平性の検討をします。

各種施設等の維持・管理経費の見直し

収益施設（観光施設、温泉施設など）

民間活力の導入が適当と思われる施設については、「指定管理者制度」を積極的に活用した運営の民営化を図ります。運営民営化が成らない施設は、設置目的、利用状況、収益状況などを総合的に判断し、休止を含めてあり方を検討します。

その他の公共施設（学校、保育園、公民館、保健センター等）

村民の生活、活動に直接関係する施設は、今後も村が施設管理を行います。

村道、林道の維持管理

必要性、緊急度を優先した補修工事のみの実施となります。沿線の草刈等は、村民の皆さんのボランティアにより実施します。

補助金、助成金の見直し

村独自の補助金、助成金については、大幅な見直しを行います。予算補助の考えから、事業費補助へと移行し、具体的には、今後関係団体との調整の中で検討します。

使用料手数料の見直し

使用料、手数料については、受益者負担の原則に基づき、平成18年度から個々の状況を踏まえ、順次見直しを実施します。

### § 3 行政改革の推進

厳しい財政状況が続く中、更に高度化・多様化する住民ニーズに対してより効率的で効果的な行政運営の確立を目指すとともに、職員の資質向上を図り、一層の行政能力の強化に努めます。

今後も複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に対し、的確な対応が可能となるよう組織体制の見直しを実施します。定員の合理化を図るとともに、柔軟な対応が可能な組織とします。

#### 窓口業務の見直し

適切な接遇の徹底と縦割主義的な対応を是正し、住民サービスの向上のため可能な限り関連窓口の一元化を図ります。

#### 横断的な職員参加

行政の横断的な課題に対しては、状況に応じたプロジェクトチームを編成し、迅速な対応を図ります。

#### 職員の定員管理

人口や、財政規模など類似団体の職員数を基に定員管理計画を策定し、目標数値を設定して適正な職員定員管理を図ります。

#### 職員の意識改革

徹底した行政改革を推進するためには、常に村民の視点に立った行動と、コスト意識を持った無駄のない行政運営が必要です。職員一人ひとりの意識改革による職員の資質向上を図ります。

#### 人件費の削減

歳出面で多くの割合を占める人件費については、この村の置かれている財政状況と財政再建の観点に立ち特別職・一般職の給与の見直しにより経費の削減に努めます。また、議会議員、各種委員等の報酬についても理解を得ながら見直しに向けた検討を進めます。

### § 4 財政基盤の確立

国の制度改革による地方交付税の削減など、歳入の大幅な減少が見込まれます。硬直化する財政構造の打開に向け、財政見通しに基づく予算編成の大幅な見直しを行い、適正な財政運営への転換を図ります。

#### 村税の公平・適正化及び税収の確保

歳入の根源である村税については、課税客体的確な把握による現状課税の徹底と納付促進をなお一層強化し、税収の確保に努めます。

#### 村税の徴収率向上

- ・現年度分未納者や過年度分未納者に対する納付促進の強化（電話催告・臨戸訪問等を強化し、新規滞納者の発生防止に努める。）
- ・悪質滞納者に対する滞納処分の強化（財産調査・実態調査を徹底し、差押等を実施する。）

#### 課税客体的確な把握

現況課税の徹底（固定資産における現況調査を実施し、課税の公平・適正化を図る。）